

前期共通プログラム 第2日目

【講義と演習④】生活困窮者支援に必要と考えられる視点(テキスト第3章)演習用事例シート
事例紹介者 (奥田 知志)

| | | | |
|--------------|---|----|----|
| 事例タイトル | 野宿・自立支援・地域生活安定に関する継続的な伴走支援の必要性 | | |
| (支援を受けた方の)年齢 | 64歳 | 性別 | 男性 |
| 家族状況 | 両親は逝去、兄弟がいるが同居していない | | |
| 相談の経路 | 巡回相談によるアウトリーチ | | |
| 関係した機関・団体 | NPO 法人抱樸 (巡回相談、ホームレス自立支援センター北九州、サポートセンター、抱樸館北九州)、療育センター、就労先事業所、障害福祉課、障害者基幹相談支援センター、相談支援専門員、権利擁護センター、訪問介護事業所 | | |

■ケースの概要

- 高校中退後、自衛隊、公務員として就労していたが、知人の借金の保証人となり離職。
- 貸滞納を重ねて45歳から野宿。しかし、野宿をしながら新聞配達をして生計を立てていた。
- 当法人の巡回相談のアウトリーチにて接触したが、本人が支援を拒否。夜間巡回や炊き出しパトロール等で本人のところに外向き関係を継続。
- 出会ってから15年後。本人が自立に向かいたいという気持ちになり、ホームレス自立支援センター北九州へ入所となった。
- 生活相談員より知的障がい疑いとの意見が出る。療育センター等との連携で自立支援センター入所中に療育手帳を取得 (B1/IQ50)。併せてアスペルガー症候群の診断。障害基礎年金の申請をし受給に至る。
- アルバイトの就労先を見つけ自立支援センターを退所し地域生活に移行。
- ゴミの収集癖、金銭がうまく使えない等の課題があり。様々な社会資源を活用しながら生活を維持していたが、地域での単身生活がだんだんと困難となる。
- 地域での生活を三年続けたが、本人の希望により抱樸館北九州 (ケア付住宅) へ入居。現在は、年金と生活保護により生計確保。
- 他者との交流も始まり、地域の清掃活動やボランティア活動に参加。規則的な生活を送っている。ゴミ収集や入浴等の衛生面の問題も無くなった。

- ① 発見者⇒巡回相談によるアウトリーチにて
- ② つないだ人⇒巡回相談員
- ③ 本人の理解・考え⇒当初野宿時代は、野宿のままでいいとの思い。
継続した関わりのなかで信頼関係を構築していき、本人も現状を打破しようという思いに変化する。一方で仕事をしたい、一人暮らしをしたいという思いが強かった。
地域生活移行後は、法人独自のサービス (地域生活サポートセンター) を利用しつつ社会資源も活用し、徐々に地域の活動に参加ができるようになっていく。
知的障がい、アスペルガー症候群を持っており、対人関係を結ぶことが困難であるが、一旦信頼関係が結ばれると安定的な付き合いができる。本人の社会参加に重点を置いて支援を行う。

■支援の内容

◇野宿時：(約15年間)

⇒アウトリーチが重要。「待つて」いては始まらない。だが、支援者側の支援計画(時間都合)や思いを先行させない。ともかく「つながっていくこと」が支援そのものである。「処遇の支援」以前の「存在の支援」が重要。伴走的な存在や関係そのものが支援である。

⇒そのような「存在の支援」が、その後の支援計画等を進める上でも土台となる。

◇ホームレス自立支援センター入所時(6カ月)：

⇒センターでの集団生活に馴染めるか不安もあったが、長年にわたる関わりがあり、NPO内のキーパーソン(巡回相談員・センター職員ではない)との連携が可能であったことは重要で、問題が起こる度にキーパーソンが対応。本人との関係が一定以上構築されている人が近くに居ることが、本人の安心を生み出し安定した生活へと向かわせた。

⇒健康管理、居宅確保、就労支援と共に療育手帳取得等の障がい福祉との連携が重要であった。総合型のケースカンファレンスの開催。

⇒その上で多機能型作業所の通所を提案したが、本人は就労意欲が強くアルバイト就労に挑戦することとした。アルバイト先とも連携をつくり実行。しかし、支援者サイドは「就労継続には様々な困難要素がある」と思っていたが、ともかく本人の意向に添う形で「アルバイト」から始めることに。

「ガードレール型の支援」ではなく、「セーフティーネット型の支援」。失敗、危機はチャンスである。当事者主体―「失敗する権利」。第二、第三の危機を想定。

◇地域生活移行後：

⇒自立支援センターを6か月で就労自立退所。アルバイト先である職場にはセンターのことを伝えていたため連携が可能であった。職場から「地域生活サポートセンター」(センター退所者のアフターケアを担う法人内の担当部署)に相談等が入ることが度々あった。その都度、支援員が職場を訪問し、本人の障がい特性等を説明し対応してもらった。しかし、約3年間の就労の後、離職となった。

⇒その間、ゴミの収集をして自宅をゴミ屋敷化するということが顕著となり、近隣住民からも苦情がくるようになった。その都度、サポートセンターやボランティアによる清掃支援を実施。特に、職場でトラブル等が発生するとこの問題が顕在化する傾向にあった。

⇒金銭が上手く使えず手持ち金の全てを骨董品につぎ込み、食費がない状態を繰り返した。サポートセンターによる金銭管理サービスの提供、定期訪問、電話連絡、ゴミの清掃、近隣住民・大家や不動産への説明を行う。障害福祉サービスの導入により専門的な視点での支援も入り、障害者基幹相談支援センター等との連携を強化。住環境を整えるためにもヘルパーの利用、金銭の使い方を訓練するためにも権利擁護センターの利用を調整。

⇒しかし、本人がヘルパー等に対する拒否的感情があり。サービス利用日に不在が続く。関係が担保されていない『サービス提供』の困難さが露呈。サービスと言う「物」が、関係と言う「人」と一体化する工夫が必要。

⇒既存の社会資源では限界が近づく。結局はキーパーソンである当法人のサポートセンターがゴミの清掃、金銭管理、買い物同行、食事支援、入浴支援、衣類支援、交流等を行う。本人も困ったこと、嬉しいことがあると、サポートセンターや同法人のボランティアへ連絡を頻繁にしてきた。社会資源へのつながりが「人」とのつながり、すなわち「関係の構築」と伴う形でないとい実施困難。

⇒一方で当法人のサポートセンターが行う伴走型支援モデルは、

①サービス提供の受け皿に極力ならない。サービス提供は社会資源で実施。②持続性のある伴走型コーディネートを行う、を原則としているため、既存資源との間に「関係構築」の時間が必要であることは明らか。今後の課題。

⇒その後、金銭が上手く使えず、そのため食費がなくなり、食べ物を探すためにもゴミを漁る。食べられるものや、気になるものを収集。その後、本人が食事だけでもしっかりと摂れるようになりたい、安

心して生活したいとの希望が出てき、抱樸館北九州への入居を決意。

⇒知り合いの中で暮らす安心感からか、NPO 法人が運営する抱樸館北九州において、安心した衣食住の環境が整い、本人の収集癖も現在は落ち着いている。

⇒入浴や清掃など、職員の声掛けによって、清潔保持も出来ている。現在も自分から積極的に他者と関わり合いをもつことはあまりないが、他者の輪の中に入るようになり、館内プログラムや地域の清掃活動に参加するようになった。日常生活において一定の規則的なパターンをつくることによって、本人は、安心して生活の継続ができるようになる。

⇒併せて、自分が他者に何かしてあげたいと思う気持ちが強くなったようで、支援者の誕生日には何かしたい！と話したり、花に水やりをしたりする姿が見られるようになっている。自尊感情と共に自己有用意識を合わせて持てる支援の必要。

⇒現在も見知らぬ他者への警戒心が強いため同法人が運営しているデイサービスへ通い、日中活動の場となっている。

■支援者が大切にしたい視点

【伴走型支援の視点】

①生活困窮者の困窮の本質・・・経済的困窮（ハウスレス）と社会的孤立（ホームレス）。ハウスとホームは違う。

②支援の方向性・・・この人には何が必要か（処遇の支援）とこの人には誰が必要か（存在の支援）

③支援における二つの場面とその順番・・・「参加」と「自立」が重要。従来は自立した者が社会に参加できると考えられてきた。順番「自立と参加」⇒「参加と自立」。社会参加は自立の前提。

④ガードレール型の支援とセーフティーネット型の支援

⑤自尊感情と自己有用感・・・自尊感情とは、自分には価値があり尊い存在であると自身のことを思えること。自己有用感とは自分に役割があり他者から必要とされていると思えること。助けられる側から助ける側への転換。相互多重型支援。

⑥対個人と対社会・・・今回の事例でいうと60歳まで障がい認定無しの現実をどう見るか。

⑦当事者主体・・・「自分が自分の専門家」（べてるの家）。しかし、困窮状況そのものは、エンパワーメントが最も落ちた瞬間。その時点での「自己決定」をどこまで求めるのかは課題。「答え」があるのなら、それは出会いの中、両者の「間」にある。

前期共通プログラム 第2日目

【講義と演習④】生活困窮者支援に必要と考えられる視点(テキスト第3章)演習用事例シート
事例紹介者 (遠藤 智子)

| | | | |
|--|--|----|----|
| 事例タイトル | DV被害と性虐待 | | |
| (支援を受けた方の)年齢 | 26歳、7歳、4歳 | 性別 | 女性 |
| 家族状況 | 夫(28歳)、妻(26歳)、娘(7歳)、息子(4歳) | | |
| 相談の経路 | 電話相談→都道府県の一時保護→民間支援団体による自立支援 | | |
| 関係した機関・団体 | よりそいホットライン地域センター、DV民間シェルター、地方裁判所、地方自治体、弁護士 | | |
| <p>■ケースの概要</p> <p>①発見者 相談者よりよりそいホットラインに架電 ②つないだ人 よりそいホットラインコーディネーター ③本人側からの理解や考え 夫の暴力から逃れたいがどうしたらいいかわからない ④相談の内容と対応</p> <p>夫とは高校の時に知り合った。夫は一部上場企業のサラリーマン。家を早く出たかったので、高校卒業と同時に結婚。第一子妊娠以降、夫からの暴力が始まる。暴力を振るわれるのは自分が至らないと思っていた。夫は避妊に協力せず、第二子を出産。暴力は激しくなる。</p> <p>身体・精神・性に関する暴力の他、経済的な支配が厳しく、生活費を十分に渡してもらえない毎日が続く。両親とも疎遠であり、相談する人もおらず我慢してきた。第二子出産後、パート就労を考え夫に相談するも「男を見つけるために働きに出たいのか」と、手ひどい暴力を受け断念する。</p> <p>息子はチック症状を呈するようになり、本人も不眠状態となり心療内科を受診。パニック障害と診断され、DVについてのパンフレットを医師から手渡されるが、自分がDVとは思えなかった。</p> <p>昨日、娘が「お父さんとお風呂に入りたくない」といつてきた。身体を洗われるのが嫌だという。「変なところを触る」からだという。これはもしかして、虐待ということだろうか。娘の言っていることは本当だろうか。本当ならどうすればいいのだろうか。といった相談であった。</p> | | | |
| <p>■支援の内容</p> <p>ホットラインのコーディネーターが危険度をアセスメントしつつ、娘の状況を考えて早急に面接を行った。性虐待が危惧されること、心身の症状が本人と息子に出ていること、加害者が本人に固執しており追跡の危険があることから、公的シェルターへ緊急一時保護とした。本人の安全のために、公的シェルターの広域連携により他県に転出することとなったため、コーディネーターが転出先の連携団体である民間シェルタースタッフにつないだ。民間シェルタースタッフが総合相談窓口とも連携して緊急一時保護以降の自立支援を開始することになった。</p> <p>まず、シェルタースタッフが地方裁判所に保護命令申請のために同行。加害者の追跡には十分配慮する必要があるため、相談者は仮名で生活することとした。着の身着のまま逃げだしていることから、当面は生活保護申請をしなければならない。加害者の扶養から抜き、国民健康保険・国民年金の取得の手続き、住民票の閲覧制限等行政窓口対応が数多くあるが、相談者は動揺している状態なので民間シェルタースタッフが同行して説明する。加害者の追跡が激しいことが想定できるので、子どもの学籍簿も移動しないための説明を民間シェルタースタッフが行う。</p> <p>保護命令が発令され、民間アパートへ転宅した後に離婚調停を開始。娘のカウンセリングのために、性虐待に詳しい精神科医を探すが見当たらず、小児病院の臨床心理士に依頼する。相談者と息子の心療内科もDV被害という視点で見られる医師を探してつないだ。同時に、自助グループを紹介し、地域で</p> | | | |

の生活再建を支えることとした。

相談者は、今後経済的自立を目指すこととなるが、これまで就労したことがなく、DVの後遺症にも悩まされており、正規就労ができる状態ではない。

転出先の市が開催している「DV 被害者対象の自立支援プログラム」に参加することとし、現在ワードとエクセルといったPCのスキルを学んでいる。今後は接客のない、女性の多い職場での体験就労を計画している。

①情報提供②脱出支援③シェルター対応④保護命令申請⑤生活保護申請⑥母と子ともに心のケア
⑦離婚支援⑧自助グループ⑨就労支援 等

■支援者が大切にしたい視点

- ①DV加害者は性虐待をする確率が高い
 - ②加害者の追跡は厳しいので、相談者の命を守るためには特別な支援が必要
 - ・仮名の使用
 - ・住民票の閲覧制限（または住民票を移動しない）
 - ・保護命令
 - ・学籍簿を移動しない
 - ③DV、性虐待等は心のケアが必要
 - ④すべての場面で「同行支援」が必要な時期がある
（フラッシュバック、対人恐怖などがあるため）
 - ⑤DVから逃れた相談者は、生計を立てることはできない場合が多く生活困窮となる
（加害者が家の中に囲い込んでいるため、就労スキルがない）
 - ⑥就労支援についても以下のような特別な配慮が必要となることから、地域で「理解ある」事業主を探すことが重要
 - 1) 就労場所の環境
 - ・男性が少ないか女性だけの職場が望ましい
 - ・不特定多数の来客がない場所が望ましい
 - ・接客のない業種が望ましい
 - 2) 就労先に必要な配慮
 - ・仮名使用
 - ・履歴書の住所を本人住所ではなく支援団体の住所等とすること
 - ・体調悪化による欠勤等への職場の理解
 - ・ハラスメントの防止（DV被害当事者はターゲットにされやすい）
 - ・情報漏えいの防止（加害者の追跡を逃れるため）
 - 3) スキルの習得とサポート
 - ・就労体験がないかあっても短いという場合が多いため、PC操作など初歩的なトレーニングが必要
 - ・雇用契約にも慣れていないため、契約時にはサポートが必要
 - ・就労全般を支えるために、DV被害に知見の深い女性の支援者に依頼することが効果的な場合が多い
- ※「安全な場所」での就労体験を積み重ねた後に、一般就労が可能となる

■DV被害者支援の具体的な流れ

| | 国・都道府県 | 市町村 | 民間団体等 |
|--------|--|---|--|
| 相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センター ・男女共同参画センター ・女性センター ・警察 | <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談支援センター ・男女共同参画センター ・女性センター ・福祉事務所 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルター ・女性支援団体 |
| 公的一時保護 | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談所（措置権） （婦人保護施設へ単価契約委託） | <ul style="list-style-type: none"> （母子生活支援施設へ単価契約委託） | <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルター （単価契約委託） |
| 独自一時保護 | | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所から民間団体へ依頼（ボランティアベース） | <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルター受入れ （ボランティアベース） |
| 保護命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方裁判所 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間シェルター等同行支援（ボランティアベース） |
| 生活保護 | | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所 | |
| 行政支援 | | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の閲覧制限 ・保険証等の作成のための扶養者の職権消除 ・ | |
| 医療支援 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における仮名使用 |
| 自立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・マザーズハローワーク | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター ・女性センター | <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体（独自プログラム） （ボランティアベース） |

■DV被害者支援に関する情報

- ・ 内閣府 男女共同参画局（支援者情報）
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>
- ・ 相談件数等
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/index.html>
- ・ 調査研究
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html>

前期共通プログラム 第2日目

【講義と演習④】生活困窮者支援に必要と考えられる視点(テキスト第3章)演習用事例シート
事例紹介者 (田中 明美)

| | | | |
|---|---|----|----|
| 事例タイトル | 他機関との連携 | | |
| (支援を受けた方の)年齢 | 42歳・A氏 | 性別 | 男性 |
| 家族状況 | 80歳の認知症の母と2人暮らし、兄弟はない。父親は7年前に死去。 | | |
| 相談の経路 | 精神科病院のケースワーカーより市に連絡・相談が入る。 | | |
| 関係した機関・団体 | 市の生活保護課・高齢施策課・障害福祉課・地域包括支援センター・医療機関(主治医・地域医療連携室)・民生児童委員・保健所・地域活動支援センター・サービス提供事業所等 | | |
| <p>■ケースの概要</p> <p>過去に何度も両親を殴る等をして、警察に通報・保護され、その都度、精神科病院に措置入院をしてきたA氏が、平成27年4月9日(木)に退院して自宅での生活を再開していた。退院については、母親も息子が帰ってくると喜んで近隣等にも話していたが、最近の母親は物忘れが進行しており、同じことを繰り返す等も起きており、退院後の生活がうまくいくか、近隣の人は心配していた。</p> <p>退院後、数日間はA氏の姿を外で見かける者もいたが、半月を過ぎる頃、まったくA氏の姿を見る者がなくなり、同時に自宅からA氏の大きな声が飛び交うようになり、心配になった近隣者が民生委員に連絡を入れた。民生委員が心配になり、A氏に母親の世話について尋ねると、「認知症ですし、耳が遠いので仕方ないです。」と返答。民生委員は、母親のことが心配なので、関係者につなぐことをA氏に伝え、翌日、地域包括支援センターと民生委員が同行訪問する。</p> <p>平成27年4月24日(金)、自宅を訪問すると、奥で昼間から布団が2組並べて引きっぱなしになっており、母親は寝ている状況。A氏の体調等を尋ねると「大丈夫」と答えるも食欲や服薬状況、睡眠の状態等を重ねて尋ねると「薬を飲んでも眠れない。ご飯は食べているけれど、買物に行くのが怖い。」と本人の弁。母親の状態も物忘れが進んでいるようで、同じことを繰り返して伝えるため、同居のA氏がイライラとする様子もうかがえた。A氏に今、一番困っていることを尋ねると、「体調がよくないこと。ちゃんと仕事しろという声が聞こえたり、母親の尿失禁もありイライラする。」との返答であった。他にも色々聞き取ろうとするもA氏は、一方的に大学時代の就職活動で失敗した話や就職浪人後に「どもり症」になってしまったことなどについて、延々に語り続けた。1度の訪問では解決できそうになかったため、地域包括支援センター職員が障害福祉課の保健師とも連携をとり、母親の課題とA氏の課題を整理する担当を分けて、信頼関係の構築に努め、困りごとの整理を行っていった。</p> <p>障害福祉課の保健師と包括支援センターの同行訪問により、A氏は退院後の通院について入院中の病院から紹介状はもらってはきていたが、特にどこかの医療機関を紹介されたわけでもなく、どこに通院すればいいか、本人は悩んでいることを把握した。経済的には、働いていた頃の預金が後50万円ほど残っているが、他は母親の月8万円の年金のみでの生活である。</p> <p>家は持ち家であったが、医療費の支払いや光熱費、食材料費やこだわりの健康食品等を購入すると生活は苦しく、病院もいかにしておこうとA氏は決めていたようである。A氏は男性で調理の経験もなく、食事についても誰かに見張られているという妄想が強く、外出が困難になってきている今、十分な食料が確保できておらず、栄養が確保できていない恐れもあり、親子とも低栄養の状態がうかがえた。</p> <p>A氏は、どうしていいかの判断がつけられず、困惑しているようで、今後の意向を尋ねても「どうしていいか、わからない。」という返答ばかりであった。</p> | | | |

■支援の内容

まずは、関わった地域包括支援センターと障害福祉課の保健師で、ケースを共有し、課題と必要な支援を整理し、生活保護・地域生活支援センター・保健所とも協議していくことにした。

まず、経済的にも困窮しているA氏に対して、過去の病歴や通院歴等を整理し、自立支援医療や精神保健福祉手帳、障害基礎年金の受給に関する申請手続きを行った。一方、母親に対しては、市の紙おむつ支給の支援を行い、紙おむつに係る費用負担の軽減を図った。他には、母親の介護保険の申請を代行し、サービス利用の調整を図り、デイサービスやショートステイの利用を開始し、A氏の介護負担の軽減を図った。疾病に関する支援では、A氏には病状の安定を図るため、定期通院の必要性についての理解を深め、服薬の拒否に至らないよう支援を続けた。

当初A氏は、妄想や独語があり、退院後の精神科領域の治療を継続することが課題であった。その背景には、「統合失調症」という病気があり、他人に対する妄想が強く出ており、すれ違う人が「自分の悪口を言っているのではないか」、「お前はいつまでもだめな奴だ。」というように、言われているのではないかと不安が高まり、外出が難しくなり、受診行動に至らない可能性が高くあった。

本人にどこまでの受診行動が単独でできるかを見極めるため、初回の通院に関しては、過去に受診歴のある病院に連絡を取り、予約を取ることに本人のそばで代行行為。当日の病院までは、タクシーを利用し病院まで自身でたどり着けるかを試行。病院内では、主治医に病状説明がA氏自身でできるか、次回の予約や会計等も一人で済ませることができると確認。時間はかかるが受診行動が単独でできることを確認し、できることを支持。次回からの受診は一人でできた。

食事については、惣菜の購入や食事の準備等に関するA氏の負担を軽減するために、市の配食サービスを高齢・障害のそれぞれの枠で申請し、定期的に栄養が考えられた食事を届けることで、低栄養の改善がなされた。

地域包括支援センターとも連携を取り、必要な介護サービスの導入に繋がったことで、母親の認知症の進行も遅らせることができ、認知症についての理解や介護の方法等もケアマネジャーからA氏においおい伝えていただけたことで、少しずつケアの方法を身につけていかれた。近隣との関係については、民生委員に都度、情報を本人の了解を得ながら伝え、民生委員にも支援方針や依頼したい事項をあらかじめ伝えることで、民生委員から地域の催し物への参加勧奨につながった。障害福祉課の保健師から地域活動支援センターのイベント等の紹介をしてもらい、体調の良い時はイベントにも当日参加できることが増えてきた。

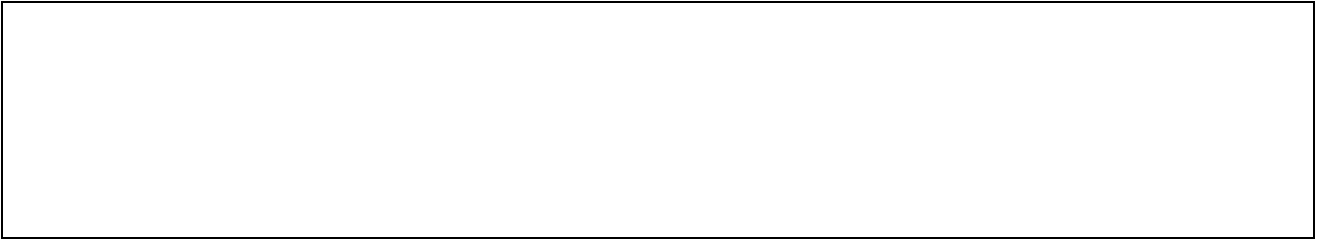
イベントに参加するときは、必ず障害福祉課の保健師に連絡が入るため、地域活動支援センター職員等にも声をかけておき、孤立化しないように程よい距離をとっていただけたよう配慮した。

そのような支援を重ねたことにより、徐々に精神障害者であることを自身が容認できるようになり、地域活動支援センターの活動に不定期であるが参加、1年後には就労継続支援の受給をはじめ、個別プログラムを終了した。

■支援者が大切にしたい視点

生活困窮者のうち、何割かの人に障害基礎年金等を受給できる条件があるにもかかわらず、その申請方法を知らなかったり、書類を記載することが億劫であったりと本来受給できる権利を全うできていない人が存在する。そのため、相談を受けた時に主訴をしっかりと聞き取る中で、その人が受けることができるサービスの内容や本来受給できるものや免除されるものに何があるかを把握することが大切。

また、1つの課で対応できることには限りがあるため、庁内連携会議の構築及び支援調整会議を行うことにより、情報を共有し、役割を分担しながら必要な支援を提供できるよう、本人及び家族に情報の提供を行うことが大切である。また、対象者の判断能力に応じ、内容を咀嚼し、伝える視点が重要であること。また、潜在的に残っている能力等のアセスメントも行き、支援者と本人との依存関係を生まない視点を持つことが重要である。



| | | | |
|--------------|---|----|----|
| 事例タイトル | 時と状況によって変化する生活困窮（ひきこもり）に陥った理由 | | |
| （支援を受けた方の）年齢 | （S氏） 35歳～42歳 | 性別 | 男性 |
| 家族状況 | 父母は亡くなり、6年前から一人暮らし。兄弟はいない。 | | |
| 相談の経緯 | 要介護1状態の父親A氏の介護の為に入っていた、社会福祉協議会の訪問介護事業所・居宅介護支援事業所等からの介護放棄の疑いの通報により、地域包括支援センター等が関わった。 現在は、ひきこもり等支援施設「こみっと」の登録生として、週5日通所している。 | | |
| 関係した機関・団体 | 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、地域包括支援センター、行政保健師、民生委員、福祉事務所ケースワーカー、社協CSW、「こみっと」等 | | |

■ケースの概要

〈A氏の介護者S氏に対する関わり〉

・A氏は、心疾患を抱えて体力低下が目立っていたが、理解力・判断力はきちんとしており、自分で要介護申請を行い、買い物と入浴介助をヘルパーに頼みたい旨をケアマネに伝えてサービス利用を開始。同居の一人息子S氏に関しては、仕事も不安定で介護者としては頼りに出来ない奴という言い方をし、ケアマネは訪問してもS氏と顔を合わせる機会は殆どなかった。

・週3回のヘルパー訪問時には、A氏は在宅していても自分の部屋にこもりきり。時々、ヘルパーと顔を合わせても、介護放棄に近い発言を繰り返すと言う。

・社協受託の地域包括支援センターが、A氏・S氏から話を伺う。A氏は不出来な一人息子のS氏に介護を頼む気はなく、何れは施設入所したいと言う。S氏の方は、喘息の発作を繰り返す病弱な自分に介護が出来る筈がないと言う。A氏自身の望みでもあり、現状のままという支援方針とする。ただ、S氏にはA氏が急変した場合等は、自分で出来ないならケアマネ等に連絡する約束は貰う。また、喘息の為に仕事が続かないというS氏の相談には、保健師が定期的に訪問することとする。

⇒1年後、「朝になってもA氏が起きてこない、死んでいるのかも」と、社協に連絡があった。

〈ひきこもり者S氏に対する関わり〉

・社協や民政委員・親戚・近隣等が係わってA氏の葬儀を終えたが、S氏は自分の部屋にこもりがちで喪主としての自覚は希薄。一人暮らしになったS氏を近隣や親戚は心配し、社協が訪問しても、A氏の保険金が入って自分で自由に使えるお金を得、ひきこもり生活も自分で楽しくやっているのだから放っておいて欲しいと言う。ただ、ひきこもり等支援施設「こみっと」についての情報提供は、いつか、興味が湧くかも知れないから継続的訪問は、「別にかまわない」という返答。

⇒半年後、お金がなくて生活に困っていると、社協に連絡を寄越す。

〈生活保護対象世帯S氏に対する関わり〉

・福祉事務所と社協の「こみっと」が連携し、生活保護→求職者支援事業→生活保護+「こみっと」バンク工賃、という支援を行う。

・病弱な自分が働ける筈がないとか、工賃を貰って生活保護費を減額は損だと言う発言が多かった。

〈「こみっと」登録生S氏に対する関わり〉

・中学時代の虐めと父親A氏の厳しい躰が自分のトラウマとなり、喘息の発作を繰り返すので、働きたくても働けないし、地域そのものに嫌悪感があると主張。

■支援の内容

〈A氏の介護者S氏に対する関わり〉

・A氏とも話し合いの上、介護者としての不足を追い詰めるのではなく、大人になれずにいるS氏への一貫した配慮を心がけた。ヘルパーもケアマネも地域包括支援センターも、疑問が残る喘息の発作や病弱さの主張には否定も肯定もせず、喘息発作の相談は保健師へつなぐこととした。

・家に引きこもる理由はいつも、「病弱と喘息発作の心配」だった。それがなければ、いつでも長距離トラックの運転を仕事に復帰できるのだと。

〈ひきこもり者S氏に対する関わり〉

・好きで引きこもっているのだと、主張し始めた。人形のフィギアを集めたりパソコンゲームに没頭するオタクだから、最高に楽しい生活を満喫しているのだと。

・社協さんはヒマだね、無駄なのにと言いながら、訪問を継続することに関して絶対にNOとは言わない。そのことを持って、訪問を嫌がってはいないし待っているのかも知れないと、訪問を続けた。

〈生活保護対象世帯S氏に対する関わり〉

・ケースワーカーに対しては「病弱と喘息発作の心配」をあげ、他の「こみっと」登録生に自分はひきこもりとオタク生活を楽しんでいるし、生活保護を貰うためだけに仕方がなく「こみっと」に週1回顔を出しているだけと言い歩いていた。地域に対する不信感や中学時代のイジメのトラウマで、地域に馴染むつもりも立派な社会人になるつもりもないのだ、馬鹿らしいことだと主張。

・否定も肯定もせず、トラウマを解決したければカウンセラーを紹介すると返答すると、職員間で申し合わせていた。

〈「こみっと」登録生S氏に対する関わり〉

・「こみっと」登録生として現在は週5日働き、安い工賃に文句を言いながらも、生活保護費を減額されながらも、殆ど休まずに与えられた仕事をこなしている。不安はあるが、一般就職して自分の稼ぎで生活したいと、言い出している。

・「こみっと」登録生の仲間から、トラウマはどうした？病弱はどうなった？と、からかわれる度にすまして「あの頃は若かったのさ」と答えている。

■支援者が大切にしたい視点

・ひきこもり状態にあることが、イコール能力の低い人という見方をしないこと。(支援する側の職員以上の能力を秘めた人たちも多いのです)

・自分自身が自分の可能性を諦めている・信じられずにいる人達に対して、説得や指導ではなく、様々な活躍の場や活動を提示出来るようにしていくこと。

・問題を抱えた人・支援が必要な人と見なさない。これまで活躍の場がなく埋もれていた方々と一緒に、その方が輝ける場や活動を捜していく役割と心得ること。